

## 令和7年第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月10日（水） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1
3. 出席委員 12名  
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明  
上村博文 境 良一 芥川高一 芥川清二  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 0名
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長  
議事録署名委員 中村委員 那須委員
6. 議 事
  - (1) 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案第47号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告第13号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。本日は、委員全員ご出席で、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、年末でお忙しい中ご出席頂きまして有難うございます。パパイヤは霜にあたって枯れておりますが、イチジクは藁かけも終わり、霜があたらない状態となっております。また、先日は多くの委員さんの協力があり、イチジクのハウスが建ちました。今後は3月にビニールかけがありますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、中村委員さんと那須委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番と 2 番は関連しておりますので、一括して確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

長溝委員 記載事項に間違いありません。確認しましたが問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番と 2 番は譲受人が同一人物ですので一括して説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 10 分、農業年数は 10 年、農機具を所有し、主たる作物はミニトマト、葉物野菜になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番と 2 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番と 2 番について承認します。次に、申請番号 3 番について確認委員の長溝委員より説明をお願いします。

- 長溝委員 親子間の所有権移転案件です。ご審議よろしく申し上げます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で 10 分、農業年数は 8 年、農機具を所有し、主たる作物は稲、メロン、トマトになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。  
今回申請の 19 筆中 7 筆は筆界未定地ですが、旧字図との照合及び現地確認により場所の特定を行いましたので許可は可能と思われます。なお、筆界未定 7 筆のうち 1 筆は荒地となっていたため、許可証交付時に、耕作できる状態に戻すよう指導する予定です。本来、耕作できる状態に戻してから申請を依頼するべきところですが、今回は親子間の生前贈与であり、不許可とした場合に相続登記がされずに残っていくことによる不利益が大きいこと、河川と道路の間で農地として耕作がしにくい場所であることなどから、このような取扱いとしています。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので 3 番について承認します。次に、申請番号 4 番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。
- 鎌賀副会長 記載事項のとおりで問題はないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号 4 番について説明します。地図は 7 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は、申請地の隣接地に居住予定で、個人住宅建築の 5 条申請もあわせて提出されていますので、後ほどご説明します。農機具を所有し、主たる作物はとうもろこし、玉ねぎ、大根になり、3 条の

要件は満たしているものと思われます。新規就農のため、営農計画書を添付してもらっています。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番については事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について、現地確認を行ったところ、がれきなどが埋まっており耕作できる状態と見受けられませんでしたので、農地への現況復旧をするよう指導しています。  
今回は保留としますので、議案書からは削除をお願いします。

境議長 事務局から説明がありましたとおり、保留とのことですので議案書からは削除をお願いします。次に、申請番号 6 番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 譲受人は譲渡人から住居を購入し、その住居に隣接する田の所有権移転です。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 6 番について説明します。地図は 9 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地は自宅隣接地で、農機具を所有し、主たる作物は大根、玉ねぎ、キャベツになり、3 条の要件は満たしているものと思われます。新規就農のため、営農計画書を添付してもらっています。元々の所有者から無償でいいので手放したいとの話を受け、今回の申請となりました。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 6 番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので6番について承認します。以上、議案第44号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第45号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番についての確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。
- 芥川高委員 道路が狭いため、道路を拡幅する案件です。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号1番について説明します。地図は11ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は走潟町に居住する個人です。申請地南側の道路が、現在幅員3m弱であり車一台が通れる程度しかないので、幅員4mを確保するために道路後退を行い、後退分は宇土市に寄附されます。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがある区域にある農地のため、第1種農地と思われませんが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外規定にあたり許可は可能です。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので1番について承認します。以上、議案第45号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。それでは申請番号1番についての確認委員の上村委員より説明をお願いします。
- 上村委員 記載事項に間違いありません。ご審議よろしくお願ひ致します。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお

願います。

事務局 申請番号1番について説明します。地図は14ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は栗崎町で不動産業等を営む法人です。申請地は、近くに郵便局や保育園等があり、住宅地として需要があると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、公共投資のされていない、10ha未満の生産性の低い第2種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番について承認します。次に、申請番号2番について確認委員の芥川高一委員より説明をお願いします。

芥川高委員 4条申請した土地の隣接地です。問題無いと思われます。ご審議よろしくお願ひ致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明します。地図は15ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は古保里町のアパートに居住する個人です。現在の居宅では将来的に手狭になると考え、マイホームの建築を計画したところ、申請地は保育園や小学校、スーパーや市役所にもほど近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがある区域にある農地のため、第1種農地と思われますが、集落に接続して設置されるものの不許可の例外規定にあたり許可は可能です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 境議長 異議なしということですので2番について承認します。次に、申請番号3番について確認委員の松下委員より説明をお願いします。
- 松下委員 記載事項のとおりです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号3番について説明します。地図は16ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は熊本市北区で土木工事業を営む法人です。事業範囲の拡大により、土木工事用の資材を置くスペースを確保できないことから、新たに資材置場として利用できる場所を探していたところ、申請地は、大きな道路に面しており、付近の土地に影響が出ないことなどから、資材置場に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、緑川駅からおおむね500m以内のため第2種農地です。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号3番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。
- 鎌賀副会長 先ほど3条申請であった土地の隣接地に住宅を建てられるようです。ご審議よろしくお願ひします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号4番について説明します。地図は17ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は住吉町に居住する個人です。現在の居宅では手狭になってきたため、マイホームの建築を計画したところ、申請地は安全面、利便性ともに満たしているため、住宅地に適していると考え、今

回の転用申請となりました。なお、申請地は、住吉駅からおおむね 300 m以内のため第 3 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番について承認します。次に、申請番号 5 番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 3 条申請で保留となった土地の隣接地に住宅を建てられるようです。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 5 番について説明します。地図は 18 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請人は住吉町に居住する個人です。マイホームの建築を計画したところ、申請地は、自然豊かで車通りが少なく、また実家からも近いため、子育てしやすい環境にあり、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、住吉駅からおおむね 500m以内のため第 2 種農地です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 5 番について承認します。以上、議案第 46 号について 5 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 47 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 21 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積計画」について、

農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。

借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。21 ページ 61 番から 34 ページ 144 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した、農事組合法人走潟に対する利用権の新規設定となります。

次に 35 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田が 470,379 m<sup>2</sup>、普通畑が 9,152 m<sup>2</sup>となっています。

次に 40 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,746 筆の 23,829,651 m<sup>2</sup>で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第 3 条を活用されている割合は 10.70%、利用権は 6.30%、機構法は 5.82%、貸借なしは 77.18%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

芥川清委員 今回の利用権設定は、農事組合法人走潟に対する契約において、80 名以上が 2 月末で満期を迎えるため設定されております。

境議長 他にございませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 47 号について承認します。次に、報告第 13 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。42 ページをご覧ください。解約件数は 3 件、総合計は 4 筆で 6,156 m<sup>2</sup>です。解約農地、地目、面積、賃貸人、借借人

は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 13 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年第 12 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 中村 英子

議事録署名人 那須 千代